

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【告示】				
岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正	経営支援課	〇	公共測量の終了	〃
（県例規集登載）		〇	〃	〃
特定施設の設置許可申請	環境管理課	〇	令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施	河川課
特定施設の設置及び構造等変更の許可申請	〃	〇	開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
指定障害福祉サービス事業者の指定	指導監査課	〇		
指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出	〃	〇		
〃	耕地課	〇		
土地改良事業計画の変更の認可	道路整備課	〇		
道路の区域変更	〃	〇		
道路の供用開始		〇		
【公告】		〇		
落札者等の決定	デジタル推進課	〇		
公共測量の実施	監理課	〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃		〇		
〃				

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

◎岡山県告示第四百八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第七号口中「第二条第二十九項第一号」を「第二条第三十一項第一号」に、同号ハ中「第二条第二十九項第二号」を「第二条第三十一項第二号」に、「第二条第二十九項第五号」を「第二条第三十一項第五号」に改める。
別表第一号中「第2条第29項第1号」を「第2条第31項第1号」に、「第2条第29項第4号」を「第2条第31項第4号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種 類		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－6－10）		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－6－10）	
能 力		4.0m ³ ／hr 2.4-2.5回／日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後 1 週間		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	2.2	同左	
	p H	0.5～2.5			
	C O D（mg／L）	300	400		
	S S（mg／L）	33	57		
	油 分（mg／L）	32	41		
	T－N（mg／L）	1133	2783		
	T－P（mg／L）	6	10		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	453.2	1113.2		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年9月13日から同年10月4日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第四百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住 所 岡山県井原市木之子町6833番地

氏 名 代表取締役社長 石井 弘幸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社岡山第1工場

所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設				廃 止		変 更 前	
種 類		63－ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (Y)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (177)				63－ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (S)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (168)	
能 力		0.4kw		約3000枚／日				0.4kw		670枚／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和6年12月28日		令和6年10月17日				－		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和6年12月31日		令和6年10月24日				－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和6年12月31日		令和6年12月27日				－		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左				同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常		最 大		通 常	最 大	通 常	最 大
				酸系	硫酸系	酸系	硫酸系				
	水 量 (m ³ ／日)	0.4	0.7	21	0.12	26	0.15	0.4	0.7	0.02	0.03
	p H	4	4	4	1	4	1	4	4	1	1
	B O D (mg／L)	5	10	5	<1	10	<1	5	10	ND	ND
	C O D (mg／L)	5	10	5	12	10	12	5	10	ND	ND
	S S (mg／L)	1	2	1	1	2	1	1	2	ND	ND
	油 分 (mg／L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	同左	
	T－N (mg／L)	210	250	17	ND	26	ND	210	250	90,000	100,000
	T－P (mg／L)	16	20	2	ND	5	ND	16	20	ND	ND
	大腸菌群数 (個／cm ³)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	同左	
	大腸菌数 (CFU／mL)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
	ふっ素 (mg／L)	1,540	1,540	ND	ND	ND	ND	1,540	1,540	45,000	50,000
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	90,000	100,000

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(177)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

区	分	変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (168)	
能	力	670枚／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和7年1月1日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和7年1月7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和7年2月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.22	0.33
	p H	1	1
	B O D (mg／L)	ND	ND
	C O D (mg／L)	ND	ND
	S S (mg／L)	ND	ND
	油 分 (mg／L)	ND	ND
	T－N (mg／L)	8,200	9,100
	T－P (mg／L)	ND	ND
	大腸菌群数 (個／cm ³)	ND	ND
	大腸菌数 (CFU／mL)	ND	ND
	ふっ素 (mg／L)	4,100	4,600
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	8,200	9,100

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(168)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		中和処理施設ラインミキサー				同左			
種 類 及 び 型 式		ラインミキサー				同左			
構 造		硬質塩ビ製配管経路				同左			
主 要 寸 法		65mmφ×320mm				同左			
能 力		30m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		自動pH調整				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				令和6年10月17日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				令和7年1月7日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				令和7年2月1日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	555.02	622.42	555.02	622.42	555.36	622.9	555.36	622.9
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	B O D (mg/L)	30	60	30	60				
	C O D (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	T－N (mg/L)	130	230	130	230				
	T－P (mg/L)	2	5	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	ND	ND	ND	ND				
	大腸菌数 (CFU/mL)	ND	ND	ND	ND				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		フッ酸処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		鉄製ゴムライニング×2基				同左			
主 要 寸 法		2600mmφ×3050mm+3000mmφ×3050mm				同左			
能 力		1次処理：12m ³ ／4時間+15m ³ ／4時間 2次処理：10m ³ ／時間				同左			
処 理 の 方 法		消石灰による凝集沈殿+フッ素吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				令和6年12月28日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				令和7年1月7日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				令和7年2月1日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	121.4	153.9	121.4	153.9	121.62	154.23	121.62	154.23
	p H	4	4	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg／L)	5	10	5	10				
	C O D (mg／L)	5	10	5	10				
	S S (mg／L)	1	3	<1	<1				
	油 分 (mg／L)	ND	ND	ND	ND				
	T－N (mg／L)	210	250	210	250				
	T－P (mg／L)	16	20	0.1	0.6				
	大腸菌群数 (個／cm ³)	ND	ND	ND	ND				
	大腸菌数 (CFU／mL)	ND	ND	ND	ND				
	ふっ素 (mg／L)	1,540	1,540	6.4	7.8				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	210	250	210	250				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		硫酸排水処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		FRP				同左			
主 要 寸 法		1000mmφ×710mm、0.5m ³ ×2基				同左			
能 力		5 m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		水酸化ナトリウムによる中和				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				令和6年12月1日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				令和6年12月7日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				令和6年12月7日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.92	2.42	1.92	2.42	2.04	2.57	2.04	2.57
	p H	≦2	≦2	5.5～8.5	5.5～8.5	同左			
	B O D (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	C O D (mg/L)	12	12	12	12				
	S S (mg/L)	1	1	1	1				
	油 分 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	T－N (mg/L)	2	2	2	2				
	T－P (mg/L)	0.3	0.3	0.3	0.3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	ND	ND	ND	ND				
	大腸菌数 (CFU/mL)	ND	ND	ND	ND				
	ふっ素 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	ND	ND	ND	ND				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		攪拌式				同左			
構 造		鉄製ゴムライニング×2基				同左			
主 要 寸 法		2625mmφ×3105mm、12m ³ ×2基				同左			
能 力		50m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		水酸化ナトリウム、塩酸による中和				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				令和6年10月17日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				令和7年10月24日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				令和7年12月27日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	629.4	749	629.4	749	650.4	775	650.4	775
	p H	4	4	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	5	10	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	ND	ND	ND	ND				
	T－N (mg/L)	14	20	14	20				
	T－P (mg/L)	1	3	1	3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	ND	ND	ND	ND				
	大腸菌数 (CFU/mL)	ND	ND	ND	ND				
	ふっ素 (mg/L)	ND	ND	ND	ND				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	7.3	12	7.3	12				

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年9月13日から同年10月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

◎岡山県告示第四百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 クローバー
 - 2 所在地 玉野市用吉一七五〇番地一一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 一般社団法人ISJ
 - 2 主たる事務所の所在地 玉野市用吉一七五〇番地一一
- 三 指定年月日 令和六年九月一日
- 四 事業所番号 三三一〇四〇〇五七一
- 五 サービスの種類 就労継続支援（B型）

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

◎岡山県告示第四百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ワークハウスキラリ
 - 2 所在地 備前市福田七八ー二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人むぎの会
 - 2 主たる事務所の所在地 岡山市東区藤井二九八ー二
- 三 廃止年月日 令和六年八月三十一日
- 四 事業所番号 三三ー一ー〇〇三〇三
- 五 サービスの種類 就労継続支援（B型）

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

◎岡山県告示第四百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 クローバー
 - 2 所在地 玉野市用吉一七五〇―一一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 一般社団法人ISJ
 - 2 主たる事務所の所在地 玉野市用吉一七五〇―一一
- 三 廃止年月日 令和六年八月三十一日
- 四 事業所番号 三三一〇四〇〇四二三
- 五 サービスの種類 就労継続支援（A型）

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

◎岡山県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

丁三樋門

かんがい排水

三 認可年月日

令和六年九月四日

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

◎岡山県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁坂本線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市成羽町坂本字川ノ本二二七八番一 地先から 高梁市成羽町坂本字二反田二二三三番四 地先まで	新	九・〇 一八・〇	一九九・四
高梁市成羽町坂本字川ノ本二二七八番一 地先から 高梁市成羽町坂本字二反田二二三三番四 地先まで	旧	四・八 一八・〇	一九九・四

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代神代線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市高田山上字金クソ一四八九番一 地先から 真庭市高田山上字才屹一四六五番一 地先まで	新	六・五 三一・五	五六・〇
真庭市高田山上字金クソ一四八九番一 地先から 真庭市高田山上字才屹一四六五番一 地先まで	旧	四・二 九・五	五六・〇

◎岡山県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	高梁坂本線	高梁市成羽町坂本字川ノ本二二七八番一地先から 高梁市成羽町坂本字二反田二二三三番四地先まで		令和六年九月十三日
	若代神代線	真庭市高田山上字金クソ一四八九番一地先から 真庭市高田山上字才虬一四六五番一地先まで		

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

〔四八八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県統合共有ファイルサーバ機器更新及び運用保守業務
- 二 契約期間
令和七年二月一日から令和十二年一月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年八月二十日
- 五 落札者の名称及び所在地
株式会社オービス
岡山市北区大内田六七五番地
- 六 落札金額
一月当たり一、六四七、八七七円（うち消費税額及び地方消費税の額一四九、八〇七円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年七月九日

〔四八九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区瀬戸町 肩脊地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年八月三十日から同 年十一月二十九日まで	測 量 期 間

〔四九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	備前市吉永町高田 地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和六年八月三十日から同 年十二月十六日まで

〔四九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市日生町日生 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年九月二日から同年 十一月二十五日まで	測 量 期 間

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

〔四九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区邑久郷 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年九月四日から同年 十二月二十五日まで	測 量 期 間

〔四九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区正儀地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年九月四日から同年十二月二十五日まで	測量期間

〔四九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区東片岡 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年九月四日から同年 十二月二十五日まで	測 量 期 間

〔四九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町虫 明地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年八月一日から同年 十一月八日まで	測 量 期 間

〔四九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
総社市槇谷地内	公共測量（用地測量）	令和六年八月二十九日

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

〔四九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市呼松地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和六年八月三十日	終 了 年 月 日

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

〔四九八〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地

テクノサポート岡山 研修室

二 試験期日

令和六年十一月八日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書等の受付期間

令和六年九月十三日（金曜日）から同年十月十一日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書等の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千二十円（収納専用窓口で手数料を納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

令和6年9月13日 岡山県公報 第12634号

〔四九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字大溝原一三二九番四、一三二九番五、一三三〇番八五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目八番地一〇一

新谷 和之

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月二十四日岡山県指令建指第一三六号